

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：都市計画総務費

事業名 美しいひだ・みの景観づくり推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市政策課 地域計画係 電話番号：058-272-1111 (内 3756)

E-mail：c11654@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 400千円 (前年度予算額：457千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	457	0	0	0	0	0	0	0	457
要求額	400	0	0	0	0	0	0	0	400
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内各地域においてそれぞれの地域特性に応じた良好な景観形成のため、県民、事業者及び景観形成の主体である市町村の景観に対する意識の高揚を図るとともに、景観形成に資する施策・活動の推進を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 圏域別景観・屋外広告物担当者会議

- ・良好な景観形成に関する検討を行うため、圏域毎に担当者会議を開催し、それぞれの地域における課題についての研究や意見交換等を行う。

② 景観形成推進員設置費

- ・県民と一体となって良好な景観の形成を図るため、県景観基本条例に基づき景観形成推進員を設置。現在 65 名の県民に委嘱している。

③ 景観形成情報提供事業

- ・良好な景観の形成に関する最新の各種情報を収集し、市町村、まちづくり団体、県民等に情報発信する。また、県景観基本条例に基づく年次報告を景観白書として一般に公表する。

④ 景観資産掘り起し支援事業

- ・景観形成に関する取組が十分でない市町村を中心に、景観に関する専

門家及び職員による出前講座、現地視察等を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

本事業は、「岐阜県景観基本条例」に規定されている「市町村との連携」、「議会等への年次報告」、「景観形成推進員の設置」、「普及啓発」など、県が行わなければならない事業に対する義務的経費を基本としている。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	61	出前講座に要する専門家報償費
旅費	196	費用弁償（専門家、景観形成推進員）、業務旅費
需用費	105	景観白書印刷費、消耗品費
役務費	38	景観形成推進員への通信運搬費、保険料
合計	400	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

①長期構想

IV 政策の方向性

3 「清流の国ぎふ」づくり（「2020プロジェクト」）

(1) わがまち「清流の国」づくり

・良好な都市景観の形成を促進し県営都市公園の適切な管理運営を行うことで、訪れた人が「清流の国ぎふ」を実感できる、魅力ある景観や都市環境を形成する。

②岐阜県景観基本条例に基づく「岐阜県景観形成基本方針」

(2) 国・他県の状況

県内市町村の景観計画策定団体率 43%は、全国平均 34%を大きく上回る。

(3) 後年度の財政負担

県内の全市町村での景観行政施行を目標に継続する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
県内全市町村の景観行政団体への移行及び景観計画の策定を支援することで、地域特性に応じた良好な景観形成に寄与する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
景観行政団体数	0 (H17)	21 (H24)	24 (H27)	25 (H31)	42 (R3)	60%
景観計画策定団体数	0 (H17)	14 (H24)	17 (H27)	18 (H31)	42 (R3)	43%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - 全国景観会議への参加
 - 「県土の良好な景観の形成に関して講じた施策に関する報告」の議会報告
 - 景観・屋外広告物担当者会議
 - 岐阜県景観行政セミナー
国や有識者を講師として、市町村職員を対象に実施

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 - H26年度以降の市町村景観行政団体への移行
羽島市（H26.3.31）、山県市（H26.3.31）、関ヶ原町（H30.6.1）が景観行政団体へ移行
 - 市町村景観計画策定
H26年度 関市、本巣市が景観計画策定
H27年度 瑞浪市が景観計画策定
H30年度 羽島市が景観計画策定

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	県景観基本条例に基づき、良好な景観形成に寄与する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	県内市町村の景観計画策定団体率 43%は、全国平均 34%を大きく上回っている。今後も目標値に対し、事業を推進していく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	景観行政の動きが鈍い市町村に対し、景観計画の策定市町村の事例を紹介や住民意識の向上を図る施策を実施し、景観行政団体移行及び景観計画策定につながっている。セミナーの開催等、国や市町村と連携して進めることにより、効率化が図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>各市町村間で景観行政に対する温度差が激しい。良好な景観の維持保全のためには、全県的な施策から重点的な地域への支援方法の検討が必要である。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>景観行政空白地がなくなるまでは、当事業による県の一定の関与が必要である。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	